議案第３８号

向日市議会委員会条例の一部改正について

向日市議会委員会条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年５月２８日提出

提　出　者

向日市議会議員　常　盤　　ゆかり

賛　成　者

向日市議会議員　清　水　　敏　行

〃　　福　田　　正　人

〃　　和　島　　一　行

〃　　天　野　　俊　宏

〃　　山　田　　千枝子

条例第　　号

向日市議会委員会条例の一部を改正する条例

向日市議会委員会条例（昭和３８年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表総務文教常任委員会の項中「市長公室」を「ふるさと創生推進部」に、「市民生活部」を「環境経済部」に、「市民参画課及び市民課」を「税務課」に改め、同表厚生常任委員会の項中「健康福祉部」を「市民サービス部」に改め、同表建設環境常任委員会の項中「市民生活部のうち環境政策課及び防災安全課の所管に属する事項」を「環境経済部の所管に属する事項（税務課の所管に属する事項を除く。）」に、「建設産業部」を「建設部」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正前の向日市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく総務文教常任委員会、厚生常任委員会又は建設環境常任委員会の正副委員長及び委員（以下この項において「委員長等」という。）に選任されている者は、それぞれ改正後の向日市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく総務文教常任委員会、厚生常任委員会又は建設環境常任委員会の委員長等に選任されたものとみなす。この場合において、新条例の規定による委員長等の任期は、旧条例の規定により選任

された日から起算するものとする。

3　この条例の施行の際、旧条例の総務文教常任委員会、厚生常任委員会及び建設環境常任委員会において、継続審査及び調査中の事件については、それぞれ新条例による総務文教常任委員会、厚生常任委員会及び建設環境常任委員会に付議された継続審査及び調査中の事件とみなす。

〈参　考〉

向日市議会委員会条例の一部を改正する条例

新　旧　対　照　表

改　　正

別表

常任委員会の名称、委員の定数及び所管

名称	定数	所管事項
総務文教常任委員会	７人	・ふるさと創生推進部の所管に属する事項 ・総務部の所管に属する事項 ・環境経済部のうち税務課の所管に属する事項 ・会計課の所管に属する事項 ・教育委員会の所管に属する事項 ・選挙管理委員会の所管に属する事項 ・公平委員会の所管に属する事項 ・監査委員の所管に属する事項 ・固定資産評価審査委員会の所管に属する事項 ・他の委員会の所管に属さない事項
厚生常任委員会	７人	・市民サービス部の所管に属する事項
建設環境常任委員会	６人	・環境経済部の所管に属する事項（税務課の所管に属する事項を除く。） ・建設部の所管に属する事項 ・上下水道部の所管に属する事項 ・農業委員会の所管に属する事項

現　　行

別表

常任委員会の名称、委員の定数及び所管

名称	定数	所管事項
総務文教常任委員会	７人	・市長公室の所管に属する事項 ・総務部の所管に属する事項 ・市民生活部のうち市民参画課及び市民課の所管に属する事項 ・会計課の所管に属する事項 ・教育委員会の所管に属する事項 ・選挙管理委員会の所管に属する事項 ・公平委員会の所管に属する事項 ・監査委員の所管に属する事項 ・固定資産評価審査委員会の所管に属する事項 ・他の委員会の所管に属さない事項
厚生常任委員会	７人	・健康福祉部の所管に属する事項
建設環境常任委員会	６人	・市民生活部のうち環境政策課及び防災安全課の所管に属する事項 ・建設産業部の所管に属する事項 ・上下水道部の所管に属する事項 ・農業委員会の所管に属する事項